

元禄国絵図製作覚書

— 収蔵資料の紹介をかねて —

半田和彦

I はじめに

当館で昭和54年5月から3ヶ月間開催した「佐竹家260年展」¹⁾において、秋田七郡絵図(6.25m×7.26m)一県立図書館蔵・写真1一を展示した。

このように大きな絵図を長期間にわたって一般公開したことは秋田県において初めてであったため、入館者は大きな興味、関心をよせた。特に、郷土史作成中の町村から資料的価値の重要性が指摘された。

すなわち、江戸時代に作成された国絵図を通し、村の発達、交通路の整備、領境の変化、一里塚の存在等々多岐にわたる興味、関心を満足させるに足るだけのものをこの絵図が持っているからである。しかし、最も古いと考えられている正保四年国絵図をはじめ、この種の絵図は、その大きさ(正保の場合12.25m×5.35m)からくる公開の不便さと、彩色絵図であることからくる恐ろしい程の剝落との二点から多くの人々に公開されぬまま眠っていたのがこの時点までの現状であった。これらの不便さを一掃したのが角川書店『日本地名大辞典』5、秋田県の巻末に参考地図として収録された正保4年出羽一國絵図(略図)である。県立図書館でのわずか一日の一般公開の好機をとらえ、完全写真化に成功された秋田大学の遠藤巖助教授の業績は実に大きいと言わなければならない。

さて、それでは『日本地名大辞典』以後、われわれは、完全に国絵図について知りえたであろうか。実はそうではなかった。すなわち、絵図そのものについては、ほぼ完全な形で諸人の共通財産となったのであるが、これらの絵図がいかなる基準で、どのような作業手順を踏んで製作されたのかの面での研究の空白は依然として残ったままであった。

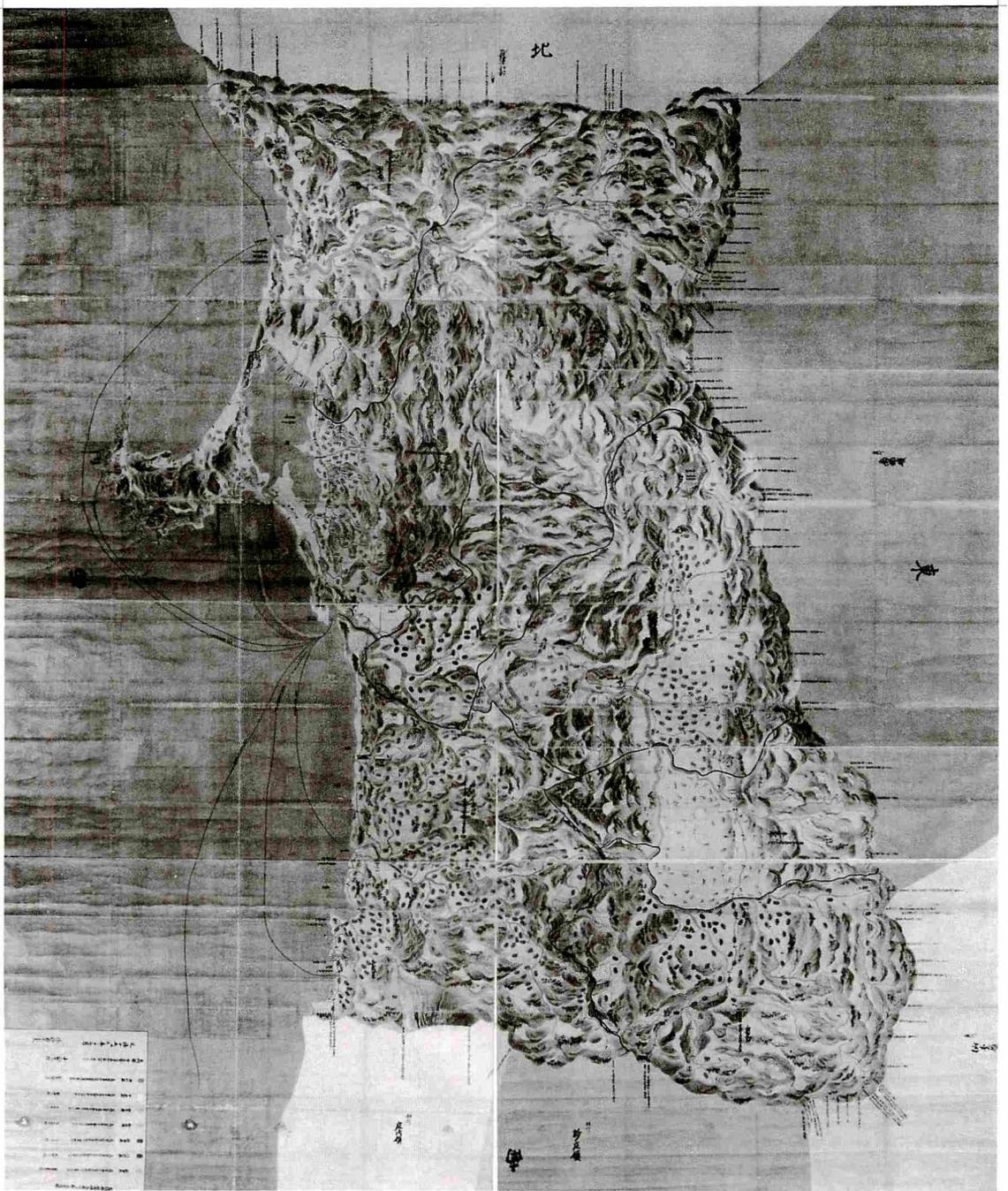
これらの疑問を持ちながら55年1月から3月まで、博物館収蔵資料目録、歴史部門²⁾の出版のために館蔵資料の整理をする中で守屋家資料の中に、元禄・享保・

天保以上3期における国絵図製作に関する資料の含まれていることを知った。今回、これらの資料を紹介し、あわせてこれまで空白であった国絵図製作に関する作成基準及び実務担当者の動きを解明することが本稿の目的である。

なお、本稿において利用する資料は次のとおりである(番号は守屋家資料における資料番号である)。

- (6031) 題なし 元禄14年7月
津軽藩との領境絵図の確認と境までの距離のこと(写)
- (6032) 元禄絵図出来之節扣 元禄11年5月15日
本荘藩の絵図作成までの調査報告書(写)
- (6033) 御絵図変地奉窺改帳 元禄取帳指上候節之調 年代不明
秋田藩の村名の変更、無高村、新田村の調査と作成に関する伺文
- (6034) 御絵図裏書(写) 元禄13~15
仙台・南部・津軽・新庄・由利諸藩との絵図の確認
- (6037) 閏2月4日御日記写 年代不明
- (6040) 書状 4月7日
真崎五郎左衛門宛、発信大越鞠負、絵師の決定は誰れがしたのかについて
- (6043) 国絵図被仕上候衆々触書之案文、年代不明
元禄絵図作製の基準を幕府が示したもの
- (6044) 奉伺御事 年代不明 5月4日
絵図作成についての伺文 大越鞠負発信
- (6045) 奉窺候御事 年代不明 6月
絵図作成に関する伺文 大越鞠負発信
- (6054) 題なし 年代不明
由利各藩の新帳と旧絵図との相違点
- (6051) 南部・秋田境付近絵図 享保16
- (6052) 亀田・秋田境界絵図 天保6

写真 1



II 幕府よりの製作基準

元禄国絵図は、これよりさきの正保国絵図に続くものである。今回利用する県立図書館蔵の七郡絵図は元禄国絵図の製作過程において成立したものと考えられる。よって、この七郡絵図を下絵として元禄出羽一国絵図が完成したと考えられる。故に、七郡絵図は元禄国絵図製作命令にもとずいて作られたものであるから本絵図の分析＝元禄国絵図の分析とおおよそみなして良いと思われる。製作年号は元禄15年12月とある。

幕府が国絵図作成を命じたのは元禄10年4月28日であるから、命令後あしかけ6年近くかかって本絵図が完成したことになる。まず、『徳川実記』より幕府の作成命令を見てみよう。

元禄十四年四月廿八日の条

「けふ令せらるゝは、こたび地図改正せらるゝにより其事つかさどるものより万事尋問ふ事あらばたがはざるやうにし改正する輩の指揮にまかすべし。大身・小身にかゝはず国郡村各しるし万石以上并に寺社領は寺社奉行井上大和守正岑其以下は大目付安藤筑後守重玄勘定奉行松平美濃守重良へ出すべし。所属ある輩は其官長よりしるし出すべし。官庫の地図しばらくの中かしあたへらるゝにより一閱して返納すべしとなり」

正保2年に命令し、明暦3年までかかって幕府に納められた正保国絵図からおおよそ40年後の再度の国絵図作成の命令である。今回の絵図作成の意図はなんであったのだろうか。この点については(6043)資料が明解にその答えを出している。

(6043) 〈端裏書〉

国絵図被仕上候衆々触書之案文
覚

此度国絵図仕上候様ニと被 仰付候依之右御領分正保二丙年以後新村新川新池沼又者川違大道筋防替或古来之大道筋通路回り候所抔惣而変地有之候ハ其訳書付来ル何月迄ノ内御指出可被成候其上ニ而絵図ニ而も書付ニ而も入申候ハ認様御指図可申候 尤正保二年以来変地無之候ハ其旨可被仰聞候

一、正保二年以後国境郡境論所有之候哉被相尋御載許之趣御書付御指出可被成候未御裁許不相濟所など候ハ是又御書付可被遣候

一、村高一村切御書付御指出可被成候新村出来候ハ其訳可被仰聞候其上書付之調様御指図可申候 尤村高

之儀御拝領高斗御書付可被成候新田出高村居無之田畑并小物成等又ハ相給之衆知行高ハ不及御書付候併新田と人家出来之所或枝郷亦ハ村居無之新田たり共正保二年以後分知被 仰付新田共ニ拝領高むすひ候所或越石等有之者先其所可被仰聞候書付之認様追而御指図可申候

一、枝村ハ親村を御書添并親村之高内ニ而候哉高外ニ而候哉其訳御書記親村々枝村江之方角間数も御書付可被遣候

一、御朱印地之寺社領村付末指出候方も候ハ村付ニ一村切之高を書付指出候様可被仰遣候

一、知行所五十年以来拝領或所替有之御方其村五十年以来之新田ニて可被仰聞候 以上

月 日

すなわち、正保2年以後の地形の変化及び論争地の決着を幕府として確認することが主な目的であり、絵図製作の基準として次の7点をあげている。

- ①正保以来の地形の変化の記入
 - ②正保以後の論争地の決着の有無の確認
 - ③村高は一村切りとして拝領高のみ記入
 - ④相給村は他領の分は記入しなくともよい
 - ⑤枝村については、親村に高を組み入れるのか、又は別とするのかを記入し親村からの方向と距離を記入のこと
 - ⑥寺社領については一村切りに記入のこと
 - ⑦五十年以前からの新田を調査のこと
- さらに、(6037)によると次のようにある。

(6037) 閏二月四日御日記写

一、先月廿九日大目付衆より御廻状を以被仰聞候通今四日御評定所江御留守居被指出候処御役人衆御列座仙石伯耆守殿被仰渡候御用之趣

出羽一国之絵図仕立可被差出候先年被差出候絵図定而相違可仕候其時分之山ハ川ニ成候所迄可有之候間具ニ仕立可被差出候一国内ニ小身之衆可有之候又ハ御代官領も可有之候左様之事迄書付可被指出候此方より申渡し絵図仕各江指出候様可申渡候来ル廿二日五ツ時御評定所江書付ニ仕持参可申候先年之絵図借り申度者貸可申候間是又廿二日ニ可申候其後又々伺事候ハ仙石伯耆守所江罷出窺可申候其時分ハ役人斗遣シ相伺可申候各者委合点被申間敷候役人衆ハ国之様子合点可申候間役人差出伺可申候由酒井左衛

門尉殿松平下総守殿戸沢能登守殿此方共＝御四人之御留守居＝出羽一国之事被仰渡候郷帳も絵図＝添差出候様＝被仰渡候由龍田源大夫申上候

これによると

- ①正保国絵図を借用したい場合は貸出す
- ②疑問点については仙石伯耆守（仙石久尚、大目付）に伺うこと
- ③出羽一国は、庄内酒井、山形松平、新庄戸沢、秋田佐竹の四人で責任をもって提出のこと
- ④絵図と一緒に郷帳も提出すること

以上4点が示されている。特に④の郷帳同時提出が注目される。

Ⅲ 藩としての製作基準とその作業

前記したような作成基準にそって各藩で実務担当者が作業を進めたが、各種の疑問点が生じ遂一幕府に伺いをたてていた。なお、この作業の江戸における責任者は大越鞠負であった。大越甚右衛門則図は天和2～元禄2年まで8年間家老をつとめた重臣である。

(6044) 資料によると疑問点として

- ①正保絵図では知行高を20万940石と書上げたが今度、右京大夫の拝領高が20万石とされているが、古絵図にある20万940石と書上げてよいか
- ②古絵図に右京大夫の新田高が73,300石余りと書上げたがその内43,150石余りは郷村帳に新田村として記入されていない訳けであるが、集計部分に記入している旧帳のように今回もしてよいか
- ③正保の際の郷帳で30,150石余りは新田村として記入したが、今回も正保同様これらの村々を新村として記入してよいか
- ④右京大夫領内には古田として59,460石余りがあるが、今回も同様に記入してよいか
- ⑤正保2年より元禄までの間に新田村及び切添で88,300石余り増加したが、この高を新絵図及び郷帳に記入してよいか
- ⑥旧絵図以後松山郡は山本郡に、戸嶋郡は川辺郡に、山本郡は仙北郡に寛文四年より変更になったが旧絵図に記入した郡名とすべきか又は改名郡名とすべきか。

又、(6045) 資料によると、疑問点として

- ①正保国絵図の時には製作に関与した大名の名前を

全て記入し「いろは之合紋」をつけたが今回は必要ないとの事であるが、絵図には「右京大夫名斗書印」してよいであろうか

- ②右京大夫支配の郡名のうちで寛文4年郡名を改正したところが3郡あるが、正保に書いた旧郡名を記入すべきか、それとも改名した郡名を記入すべきか
- ③正保絵図には由利領としてあるが、寛文4年に改名し由利郡になったが改名後の由利郡と記入してよいか

以上2通の伺書から具体的にわかるように藩として製作に関して種々の疑問点が生じたようである。これらの伺いに対する幕府からの返答書は守屋家資料の中に存在しないが、幕府の意を帯して作られた新絵図の中に幕府の決定を見ることができる。すなわち元禄七郡絵図の左端にある集計高に次のようにある。

出羽国秋田領高都合郡色分目録

(山吹)	秋田郡	高	64,320.821	297ヶ村
(えんじ)	川辺郡	高	16,520.196	53ヶ村
(黒ぐんじょう)	雄勝郡	高	40,891.245	101ヶ村
(白緑)	仙北郡	高	82,030.533	174ヶ村
(桃)	山本郡	高	20,347.153	75ヶ村
(白)	平鹿郡	高	51,195.360	104ヶ村
(岱緒)	由利郡	高	54,754.551	283ヶ村
	高都合		330,050.859	1,087ヶ村

元禄十五壬午年十二月 佐竹右京大夫 幕府の伺書に対する決定はおおよそ次のようなものであろうと推定される。

- ①正保以後の新田高は新絵図の高集計に全は入れなくとも良い（拝領高20万石＋古新田7万3千石＋正保以後の新田高8万8千石＝36万石余となるが由利郡をのぞくと新絵図の高は27万5千石となる。すなわち正保以後の新田分8万8千石余が加算された可能性はきわめて少ない³¹⁾）。
- ②右京大夫の名前のみでよい
- ③佐竹領の郡名は改名した郡名を記入すること
- ④由利郡と記入すること

以上のような決定を中心として国元は早速旧絵図及び郷帳との相違点の有無等の調査が開始された。これらの作業を示す資料が(6033)御絵図変地奉竊改帳、元禄取帳指上候節之調である。資料の巻頭部分を示し

元禄国絵図製作覚書

同資料の記載形式を明らかにしてみよう。

雄勝郡

一、旧御絵図郷村御帳ニ寺沢村高付御座候改申所ニ無高ニ候間郷形斗印上ケ申候右寺沢高ハ親郷横堀村高ニ御座候

一、旧御絵図ニ中村之内役内村無高と御座候改申所ニ新田出申候間高印上ケ申候

一、同郷村御帳ニ大館村高付御座候改申所ニ高ハ親郷川連村之内ヘ入申候而無高ニ御座候間郷形斗印上ケ申候

一、旧御絵図ニから松村と御座候名替上かま村ニ印上ケ申候

一、同郷村御帳共ニ新田二井田村と高付御座候改申所ニ此高親郷岩崎村ヘ入無高ニ御座候名変り駒木村郷形計印上ケ申候

一、旧御絵図ニ稲庭之内畑等村無高と御座候改申所ニ川向村之内ニ御座候新田出申故高印上ケ申候

一、旧御絵図ニ稲庭之内仙翁村無高と御座候名替り川向村新田に出申故高印上ケ申候

一、同横堀町無高と御座候改申所ニ古田高御座候故印上ケ申候

一、同八面之内大門村無高と御座候新田出申故印上ケ申候

一、椿台之内松山村無高と御座候名替り松山台新田も出申候故高印上ケ申候

一、旧御絵図ニ大戸之内二井田村仙道村郷形計にて無高と御座候改申所ニ右貳ヶ所無是故新絵図ニ書載不申候

一、同西馬音内村之内堀廻り村無高と御座候新田出申故高印上ケ申候

一、同新町村之内高尾田村無高と御座候新田出申故高印上ケ申候

一、同手倉河原村之内岩井川村無高と御座候新田出申故右同断

無高村々

川向村之内	男安村
〃	板戸村
椿台村之内	大柳村
〃	谷地村
〃	五里台村
川連村ノ内	大館村

川連村ノ内	野むら
八面村ノ内	野荒町
八幡村ノ内	経塚村
関口村ノ内	戸沢村
相川村ノ内	関村
松岡村ノ内	切畑村
横堀村ノ内	寺沢村
大戸村ノ内	野中村
役内村ノ内	湯野台
〃	広久内村
岩崎村ノ内	駒木村
院内村ノ内	銀山町

新田村々

二条道村
宮田村
湯野沢村
嶋田村
新金谷
上形山村
縫殿開村

これらの調査がいつ頃、誰れの手によりどのようにして行なわれたか⁴⁾、全く不明であるが調査の視点はおよそ次の7点であったと思われる。すなわち、

- ①旧絵図で高付村であったが今回親村に高が編入されたので無高になった村々
- ②旧絵図では無高であったが新田形成により新田村となった村々
- ③村名を変更した村々
- ④無高村ではなく、本田村とすべき村々
- ⑤正保絵図で記入ミスからぬけ落ちていた村々
- ⑥前回同様無高の村々
- ⑦新たに形成された新田村の村々

以上7項目を同資料から表にするとおよそ次のようになる(表1)。

なお、同資料の中に実務担当者がいかに細かく調査したかを示す良い例として

仙乏郡の内

一、同椿林⁽⁷⁷⁷⁾と御座候改申所ニ林御座候故椿村と印上ケ申候(写真2)

半 田 和 彦

表 1

○雄勝郡

高付村から無高村へ	無高村から新田村へ	村名変更	無高村から本田村へ	新絵図で除いた村	無高の村々	新田村々
寺沢村 大館村 駒木村 川向村新田	中村之内役内川向之内畑等 八面之内大門 樺台之内桧山 台新田、西馬 音内之内堀廻 り村、新町村 之内高尾田村、 手倉河原村之 内岩井川村、	から松村→上至 米村 新田二井田→駒 木村、 仙翁村→川向村 新田、 桧山村→桧山 台新田	横堀町	大戸之内二井 田村、 大戸之内仙道 村	男安村、五里台 村、板戸村、大 館村、大柳村、 野むら、谷地村 野荒町、経塚村 戸沢村、関村、 切畑村、寺沢村 野中村、湯野台 広久内村、駒木 村、銀山村	二条道村、宮田 村、湯野沢村、 嶋田村、新金谷 上形山村、縫殿 開村

○平鹿郡

大塚村之内石塚、三ノ又村新田	増田之内八木村、二井田村 与作開、上樋口之内下樋口村、中吉田村 下吉田村、上境村之内下境村、上八丁之内下八丁村、大松河之内小松川	赤沢村新田→明沢村、下黒沢→三ノ又村新田、弥八郎村→与作開、		柳田村之内寺田村、桜森之内菑田村、八幡村之内根田川、関根村之内常野岡、大森之内釵鼻	外山村、蒲菊村 田代村、半谷地村、下黒川村、半道村、本木村 石塚村	上溝村、袴形村 十日町村、三原村、亀田村、梨木村、源太志摩村、谷地村、清水野村、松田村 縫殿開村、下鍋倉、七日市村、大谷寺内村
----------------	--	--------------------------------	--	---	---	---

○仙北郡

玉川村 角館城 大巻村	金沢前郷之内寺田村 高関上郷、下鶯野村、東長野村、下花園村、白岩之内堂野口村、広久内村、角館之内東前郷	八卦新田→二本柳、 婦気新田→下深井村 椿林→椿 光明寺村新田→田中村 四ッ屋之内花立村→高関上郷	角館城廻り村		土洩村、湯野沢村、中井村、善知鳥村、玉川村 大巻村、	大坂村、長戸呂村、宮林村、中田村、若松村、荒河村、米沢村 柏番村、上宮田村、遠藤野
-------------------	--	---	--------	--	-------------------------------	--

○河辺郡

大戸村	諸井高岡村 目長田小阿地村				庄内村、水沢村 小山田村、大戸村	畑谷村、牛嶋村 四ツ小屋村、豊成村、芝野村、前田黒沼村
-----	------------------	--	--	--	---------------------	--------------------------------

元禄国絵図製作覚書

○秋田郡

寺沢村 宇治木村 根家戸村新田 橋桁新田 商人留新田 中山村新田 大巻新田 弥助新田	上杉村之内下 杉村、木戸石 村之内羽根山 村、湯ノ又村 之内小倉村、 土崎湊、寺庭 之内黒沢村、 浦田村之内樽 沢村	飯山村→新山村 蒲沼三ヶ村→蒲 沼耆ヶ村、 豫新田→南沢村 飛塚村→福飯村 風張村→吉田村 悪間沢村→増沢 村			加茂村、青砂村 塩戸村、浜中村 浜野塩屋、畑ヶ 村、宮沢村、畑 中添原村、下虻 川村、新関村、 藤倉村、猿見内 村、大森村、銀 山村、細越村、 様田村、森吉村 湯口内村、萱草 村、丑頼村、可 笑内村、常陸内 打当村、陳場ヶ 台田中村、新沢 村、籠谷村、橋 柳村、茂内屋敷 大堀村、柏沢村 小館村、金山村 貳渡村、五日市 村、森合村、小 左辺村、商人留 村、寺沢村、宇 治木村、	
---	--	--	--	--	---	--

○山本郡

赤沼村新田	水沢之内田中 村 桧山之内中沢 村	長面村→上岩川 村、達子村→下 岩川村、鹿十村 →向能代、黒土 村→外荒巻村、 筑法師新田→外 割田村、露形村 →駒形村、扇田 之内反目村→機 織村新田			黒河村、 長崎村 根岸村 新井田村 赤沼村	種沢 天瀬河村 市野々 鹹淵村
-------	----------------------------	---	--	--	-----------------------------------	--------------------------

秋田郡の内

一、同蒲沼三ヶ村と御座候改申所ニ三ヶ村と申ハ無之
蒲沼耆ヶ所印上ヶ申候

同秋田郡の内

一、拾貳所御境目論所相済申候御絵図御座候而新絵図

エ写申候

以上3例がある。前2例は村名の由来に対する厳し
い調査の結果、林がないから椿林ではおかしい、3ヶ
村ないのに三ヶ村では不適当であるとしているもので

新絵図作成が現状の確認に厳しい態度で臨んだことの一端をうかがわせる。最後の例は、幕府命令に添って解決された論争地を明確に記入したことを示すものである。

さらに、これらの調査を通して新たな問題点が生じたようで帳尻部分に次のような何文がのっている。

①由利郡中にある右京大夫分の高を河辺郡の高に入れて記入してよいか。

②仙北郡中にある由利分領主の高を抜いて記入すべきか、又は郡の合計高に混入して記入してもよいか及び村の形を記入する際相給村扱いとして記入してもよいか

③久保田、横手、大館の各城主の名を記入すべきであるか

①と②の地域がどこなのか及び村高はどれ程なのかについては『県史』にある通りであるが⁵⁾、この件をどのように処理したのかについては不明である。③につ

いては、久保田城、横手城、大館城(写真3)と記入され左端に「佐竹右京大夫」となっていることから正保絵図と異なり城主名を記入するようにとの決定が下されたものと考えられる。

なお、絵図作成の方法は正保の際には「見当山」「見次山」と呼ぶ山を設定した。たとえば母躰山・太平山、森吉山であった。これらの目標となる山をまず絵図上におき、これを基準として川や道路、村々を記入する方式で、実際測量ではなかった。今回の場合もこの「見当山」方式がとられたようであるし以後の国絵図の場合も同様であったことが守屋家資料でわかる。これらの具体的作業については次の機会としたい。

IV 他藩との交渉

元禄10年の命令後(6037)資料にあるように出羽北地域にあっては佐竹氏が責任をもって新絵図作成にあたったことがわかる。すなわち、『金浦年代記』元禄

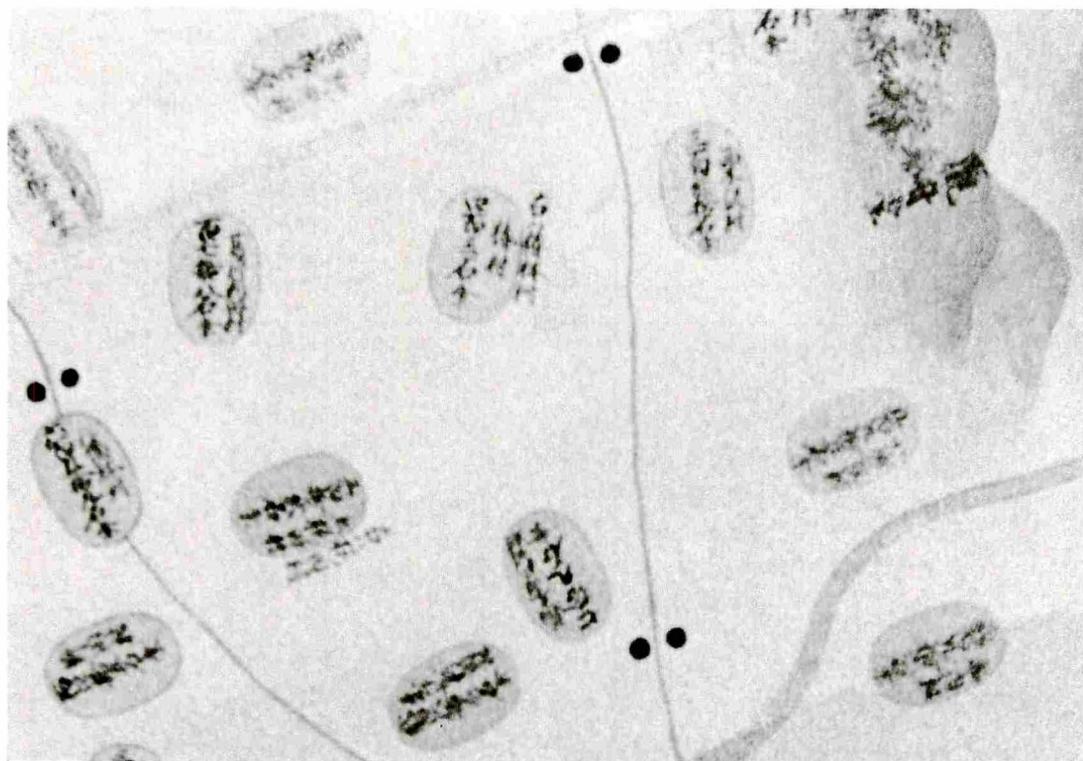


写真2 この写真および写真3、5は、元禄七郡絵図を図書館の許可を得て8コマに撮影した4×5インチのカラーリバーサルフィルム、モノクロネガフィルムから作成したものである。実際の大きさは村の形で長径2cm余りである。

十一寅年の条に

「出羽の国大絵図被仰付久保田役人衆相談に罷越し出来る佐竹様より差上候」

とある。これによると本荘六郷氏領2万石の領地の絵図作成のため秋田藩から役人が派遣され、双方で入念な調査が行なわれたことを物語っている。本荘藩で秋田藩の(6033)資料に相当するのが(6032)及び(6054)資料である。(6032)資料の前半は『県史』資料編近世下[1068]元禄11年5月15日付の出羽国由理郡之内村高帳とほとんど同じ内容で、ただ提出者及び受取人は次のようである。

元禄十一戌寅年五月十五日

六郷伊賀守内

千種助惣

佐竹右京大夫様御内

位田小右衛門殿

本荘藩の重臣千種助惣(高100石)と佐竹家臣位

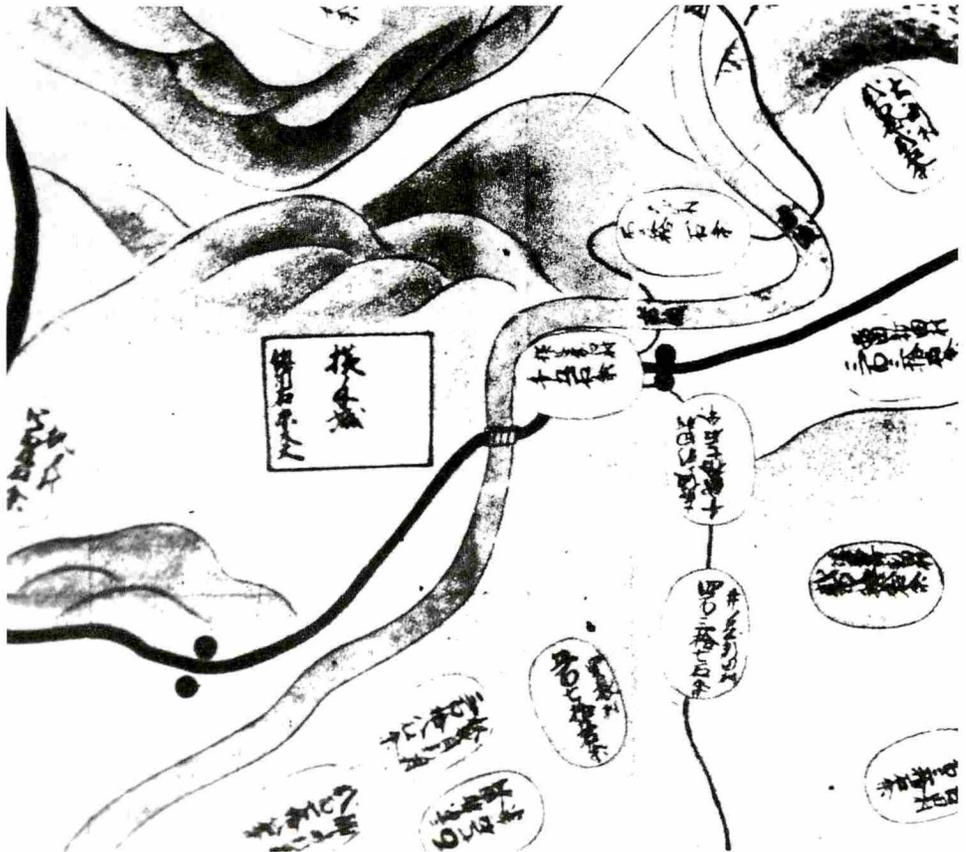
田小右衛門となっているのが違うだけである。以後、(6032)資料には元禄15年8月4日佐竹家臣大越鞠負より助惣宛に手紙があり、郷村の事で相談があるから翌5日4ツ時まで江戸佐竹藩邸まで来てほしい。もし無理なら代理の者でもよいとの事であったので、伝左衛門(鎌田伝左衛門、元禄12年新知50石)が藩邸を訪問したところ以前に提出した郷村帳で

高何百何拾石 仁質保孫九郎と相給 三森村如斯肩書致候而差出候事依之前度之帳面調査候事と要求され、又

一、高一石 出羽国由利郡之内 三森村如斯一ヶ条切ニ国郡付有之候得共不及是ハ初めニ出羽国由利郡と書候而ヶ条切ハ延引と差図申候

との指示であった。この件について助惣は国元にいるため印判をどのようにしたらよいかと尋ねたところ伝左衛門(鎌田)の名前とし前帳の日付の5月15日として、位田小右衛門宛ではなく大越鞠負宛としてほし

写真 3



いとこの事であった。これらの事を実行し閏8月7日大越氏に帳面を持参した際、本荘と亀田の領境の事を岩城衆に尋ねたところ、本荘藩の通りであるとの事を伝えられた。さらに本荘領の分地である主馬分の新屋敷の扱い、仁賀保郷伊勢居地の相給の件についても尋ねられた事をのべ、最後に次のようにある。

一、午十二月十三日勅負方々手紙参候御領分絵図郷村帳共ニ時々於御評定首尾好上納之よし手紙ニ而別報遣候尤御家老中江茂掛御目入御覧ニ茂候事

一、郷村帳扣一冊閏八月十九日御便り之節御在所江茂御下被成候事

以上のことから本荘で実際に調査が行なわれ、これらの結果をもとに郷帳の草案が作成され、実際の作業はそれぞれの江戸藩邸を窓口として進められたことがわかる。これらの作業の中で残ったのが(6054)資料であろう。同資料の最初の部分を示すと次のようである。

岩城伊豫守様御領分

- 一、新高 百五拾石 本田 岩谷ノ内 川口村
- 一、同 四百貳拾六石々 長浜村
- 一、同 六拾壹石 々 三条川原

右三ヶ村古絵図ニ無之新帳ニ有り

- 一、増沢ノ内橋沢村 新高拾五石 本田
- 一、福田村 片書無シ同百九十三石 々

此貳ヶ村古絵図ニ無高ノ村ニ候へ共新帳ニ本田分高付申候

- 一、旧絵図ニ高四百六拾石 金山村
- 一、同貳百九拾石 長坂村
- 一、同貳拾三石 松岩町

右三ヶ村旧絵図ニ有新帳ニ無之
木売沢ノ内 八田ノ内

江原田 檜田 今泉 片書無シ

国絵図が作成される中で佐竹領と相接する諸大名との間で領境の相互の確認を行なわれた。この事実を示すのが(6034)資料である。

御絵図裏書

此度 公義江御国絵図指上仰付羽州秋田御領分と奥州仙台領分御境目相改双方際絵図取替申候通相違無御座候爲後證仍如件

松平陸奥守内

元禄十三辰年四月九日 松本出雲判
同 山口内記判
同 大河内源大夫判

佐竹右京大夫様御内
大越勅負殿

此度 公儀江御国絵図指上候付奥州仙台御領と羽州秋田領分御境目相改双方際絵図取替申候所相違無御座候爲後證仍如件

佐竹右京大夫内
大越勅負判

元禄十三辰年四月九日
松平陸奥守様御内

大河内源大夫殿
同 山口内記殿
同 松元出雲殿

(文中傍点筆者)

相互に国絵図を調べ領境付近については際絵図と呼ばれるものをとりかわして相違のないことを確認し合ったことを示す資料で、同様の形式で新庄藩舟生源右衛門との間で13年3月28日に、同13年8月に本荘藩千種助三、生駒主殿領金子久左衛門、仁賀保孫九郎領高野久兵衛との間で(なお同文中に鳥海山は由利郡のものであること。しかし山境は不明との一札がある。この点については後述したい)。14年5月25日に南部藩七戸長右衛門、滝六右衛門と同14年10月15日に津軽藩樋口理左衛門、勝本藤左衛門との間で、同15年12月6日亀田藩中山武左衛門との間でとりかわされている。交換文書中に出てくる際絵図であるが元禄国絵図の際のものは守屋家資料中に存在しないが、後年の享保国絵図の時の際絵図と思われるものとして(6051)資料の南部・秋田境付近絵図、天保国絵図の際の資料として利用されたと推定される(6052)資料がある。参考として天保のもの写真(部分)を示すと次のようになる(写真4)。

V その他

①絵図製作の絵師は誰なのか

国絵図を作りあげた絵師達の名は一切ない。(6040)資料に大越勅負から真崎五郎左衛門に宛てた書状の中に

元禄国絵図製作覚書

一、元禄十五年御絵図相調候絵師誰と申候哉、右絵師者公儀御役人か御持図ニ而御頼候哉誰之御指図ニ而御座候哉此段御書付被成可被遣候

とあり、絵師の名及びどのような経緯で決定されたのかについて大越氏が情報を求めていることがわかる。この件についての返答書は存在しない。

②絵図の郡ごとの彩色について

絵図作成の基本的資料は藩側で提出したが、絵図の

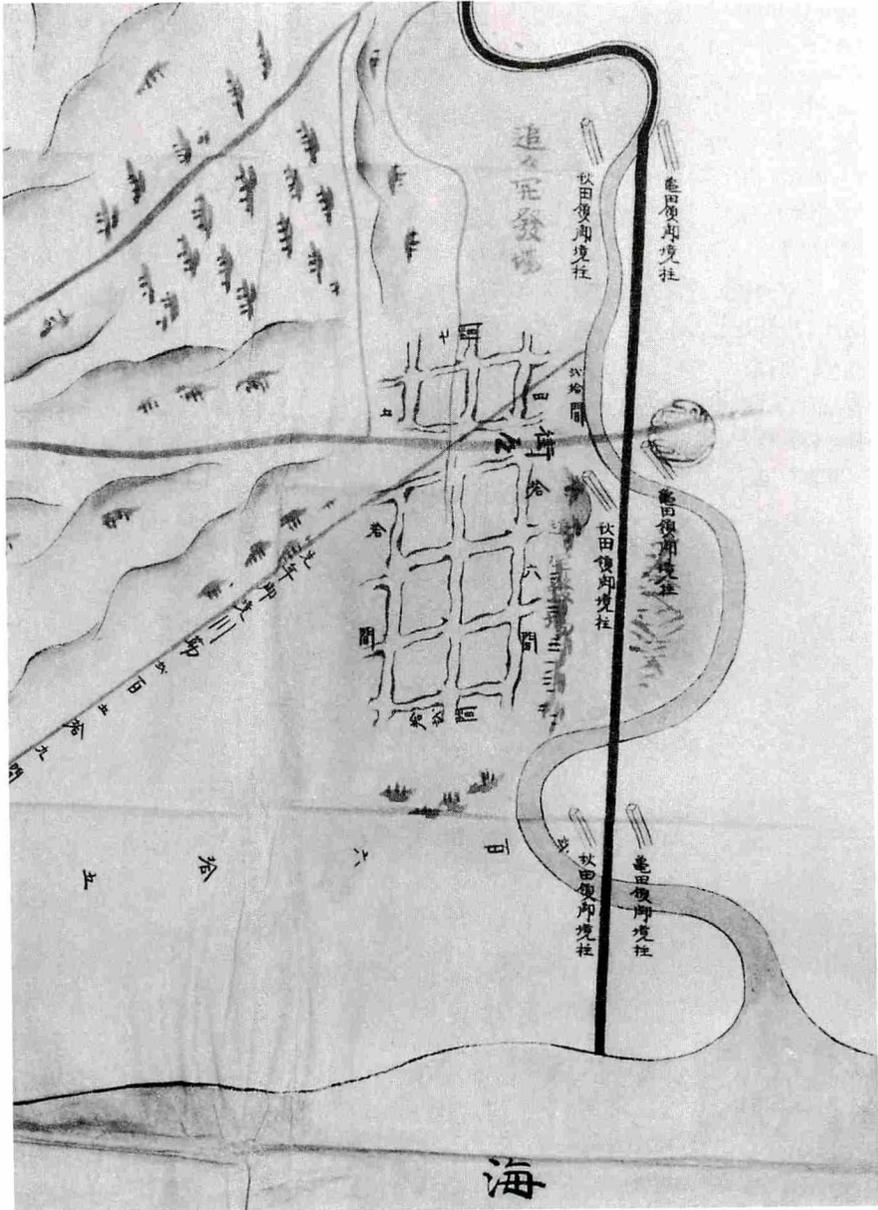
彩色については絵師側にある程度任されていたようである。すなわち、(6057)資料に

(捻封ウハ書)

「天保九戌年十二月御留守安田五郎兵衛か指下候七郡御絵図竹橋御絵図小屋ニ而狩野晏川清書被仰付候ニ付年寄を以拜見爲致候部分ケ彩色之写」

十月廿六日 竹橋之内

写真 4



秋田御国御絵図

御勘定掛り御小屋
御絵師狩野晏川へ
内々相願相見罷出
候

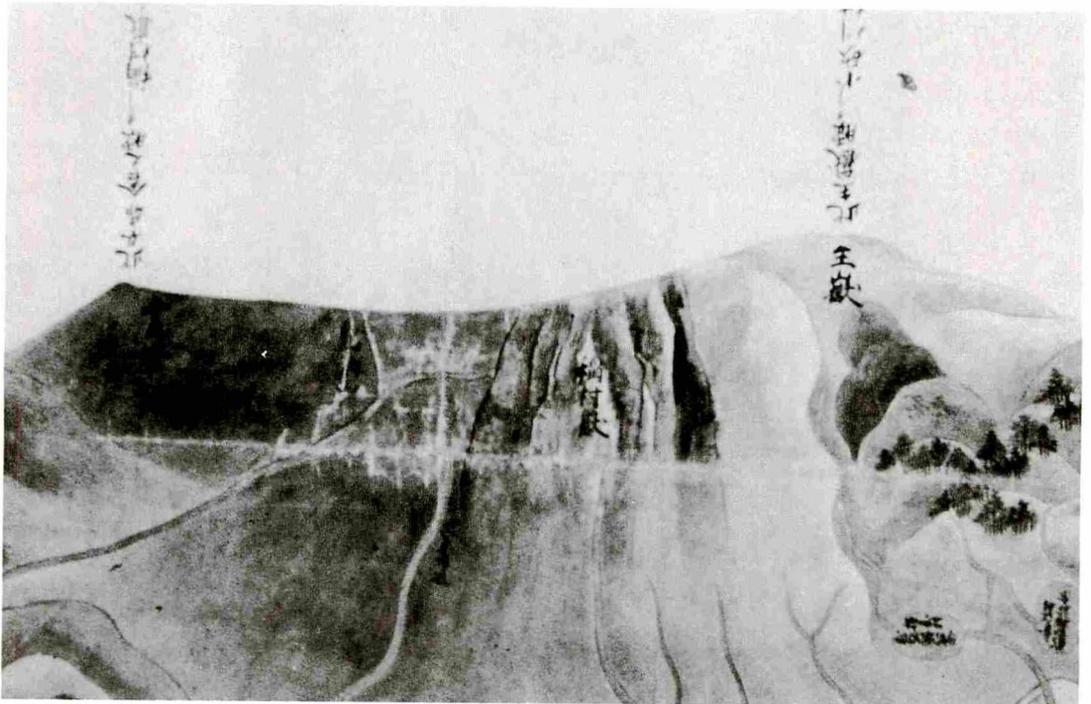
山川村居 御差出之御下絵図相違無之
彩色方念入候斗候

郡わけ彩色如此

- (白) 山本郡
- (黄土) 秋田郡
- (朱) 川辺郡
- (白 緑) 仙北郡
- (桃) 平鹿郡
- (黄土+白) 雄勝郡
- (岱楮+白) 由利郡

とあり、江戸竹橋に作られた御絵図小屋で狩野晏川なる絵師により提出した下絵図の通り写され、郡ごとの彩色については、かくの如くであるとし、見本を付けている。このことから彩色については絵師の裁量に任せられていたことが明らかである。

写真 5



③鳥海山の扱いについて

(6034) 資料中より

(前略) 鳥海山由理郡之方領分ニ相当候通新庄境々三崎迄之間山境相知不申候爲後證如件

元禄十三庚辰年八月

とあり、鳥海山は由利郡に属するものだと本荘藩、生駒領、仁賀保領の各領主が証明している（正保国絵図では稲村岳、七高山を含め鳥海山全体が庄内藩領に属するように描かれている。）周知のようにこの山をめぐる山頂争いが庄内藩と生駒家との間であった。この問題が起ったのは元禄12年頃からのようである⁷⁾。

よって(6034) 資料は、この争いの最中に提出されたもので、明らかに由利郡諸領主側の主張である。この方向で下絵図が書かれ、そして本絵図が作られて行くのだが、庄内藩との間で領境に関して相互に確認をとる状態にあるのであれば必然的に、この山頂の件でトラブルがあったはずであるが、秋田は庄内とは接していないため公式的には山頂をめぐる一件で注文が付いた事実はない。しかし、元禄七郡絵図の鳥海山部分を見ると(写真5)、山は山形県側に山頂をむけ描かれながら、その後山頂付近を中心として誰れの目にも明

元禄国絵図製作覚書

らかなように塗りつぶされ庄内藩に属するように修正されているのである。山頂が幕府の裁定で庄内に決定したのは元禄15年より2年後の宝永元年の事である。

現在までのところ山頂をめぐる修正が、いつ、誰れの手によって行なわれたのか等については不明である。

④郡ごとの高の動きについて

正保国絵図と元禄七郡絵図の中にある各郡の高と村数をわかり易く表にすると次のようになる(表2)。

両絵図に記入された村高及びその集計としての郡高や領内惣高は本田当高である。⁸⁾(6044)資料ですでに明らかにしたように佐竹氏領の本田高は200,940石で正保までに新田高73,300石があった。その後元禄迄に新田高がさらに88,300石生まれたとある。これらの高を集計するとおおよそ362,540石余となる。しかし新絵図の佐竹右京大夫領の高は275,000石余りでしかない。ここに今後、七郡絵図に記入された高は、それぞれの村において、どの部分を含むものなのかについての個別分析が必要と思われるが、この点についても次の機会としたい。

VI まとめ

以上の分析を通して元禄国絵図は元禄10年幕府の命令で製作が決定され、出羽一国の製作の責任は庄内酒井、山形松平、新庄戸沢、秋田佐竹の四大名となった。

後の羽後にあたる部分については佐竹氏が、岩城、六郷、生駒、仁賀保の各領をとりまとめ記入することとなり、製作の基準はおおよそ7項目に分けられたが、幕府では正保以来の地形の変化と正保以後の論争地の

決着の確認、及び新郷帳の提出に力点がおかれたようである。本稿で利用した七郡絵図は、この元禄国絵図の下絵図となるべき性格のものと推定され、担当者は江戸屋敷で指揮をとった大越甚右衛門鞠負であった。

数回の幕府への伺いを経て次のような基準が生まれた。すなわち、①正保以後の新田高全てを村高として記入はしない、②責任者は右京大夫一人の記入、③改名した郡名の記入、④3城の城主名は佐竹右京大夫と記入等であった。これらの基準にそって正保国絵図及び郷帳との現状比較が細かく行なわれ、村名の変更や無高村から新田村への移動や、新田村の記入及び抹消する村々等が調査された。これらの調査をもとに「見当山」を設定する方式で下絵図や郷帳が作成され、その後元禄13年から15年にかけて相接する周辺の領主との間で、それぞれが製作した絵図と見くらべ領境付近については際絵図を相互にとりかわし、相違無きことを確認しあっている。絵師は誰れなのか、又どのようにして決定されたのか不明であるが天保の場合から推定すると狩野派の人々によって描かれたと考えられる。彩色については絵師に任されていた。絵図に記入された村高は当高であった。以上、数多くの事実を今回明らかにすることが出来た。最後に本絵図製作にかかわることを年表としてのせておこう(年表)。

今後は絵図の製作に関するより具体的面、例えば、「見当山」についてや、村高の内容について等を調査研究していくつもりである。

(付記)

最後に本絵図の写真版の利用にあたり生涯教育セン

表2 正保・元禄両絵図の郡ごとの高の変化

正保国絵図 (1647)			元禄七郡絵図 (1702)				
郡名	当高計	村数	当高計	増加分	増加率	村数	増加分
桧山郡	14,713石	47	20,347	(+5,634)	38%	75	(+ 28)
秋田郡	49,176石	178	64,320	(+15,144)	31%	297	(+ 119)
豊嶋郡	11,991石	43	16,520	(+4,529)	38%	53	(+ 10)
山本郡	66,571石	121	82,030	(+15,459)	23%	174	(+ 53)
平苅郡	26,778石	43	51,195	(+24,417)	91%	104	(+ 61)
雄勝郡	33,150石	60	40,891	(+7,741)	23%	101	(+ 41)
(秋田藩計)	202,379石	492	275,303石	(+72,924)	36%	804	(+ 312)
油利領	53,417石	258	54,754	(+1,337)	2.5%	283	(+ 25)
総計	255,796石	750	330,050石			1,087ヶ村	

元禄国絵図の製作に関する年表

年 号	月	内 容
元禄10年	1/8	幕府より国絵図作成の命令出る
〃	11年	本荘藩に秋田藩より調査の一行来る
〃	13年	1/5 〃 の郷帳完成
〃	13年	3/8 新庄藩と領境相互に確認
〃		1/9 仙台藩と領境相互に確認
〃	8	本荘・生駒・仁賀保と領境相互に確認
〃	14年	5/8 南部藩と領境相互に確認
〃		1/6 津軽藩と領境相互に確認
〃	15年	12 亀田藩と領境相互に確認
〃		1/3 七郡絵図完成

ターの渡部・板垣両先生の御指導を、又彩色の判定については文化課の宝池文暁氏と本館美術担当太田和夫氏の協力を、そしてきわめて判読に苦む絵図の写真化にあたっては本館の渡部晟・嶋田忠一両氏の協力を受けた。

ここに厚く感謝する次第である。

- 註(1) 『秋田県立博物館研究報告』第5号 佐竹 260年展の展示内容について、太田和夫 参照のこと。
- (2) 『収蔵目録一〈歴史Ⅱ〉』秋田県立博物館、守屋家資料参照のこと
- (3) 元禄15年の総当高は346,833石余と記録されている。『県史』近世上550頁
- (4) この(6033)資料と同形式で内容的にも類似しているものが「出羽国秋田領変地その他相改候目録」(元禄15年)一県立図書館蔵一と思われる。
- (5) 『県史』近世下527頁
- (6) 金浦郷土史資料調査委員会編 『金浦郷土史資料』第三巻
- (7) 『生駒藩史』 姉崎岩蔵著 279頁参照
- (8) 『秋田県農地改革史』 45頁第16表参照